

令和6年4月 時津町農業委員会総会

日時 令和6年4月25日（木曜日）16時30分～17時30分

場所 時津町役場第2庁舎3階会議室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可（受付番号第1－2号）

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可（受付番号第1－5号）

日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可（受付番号第1－6号）

日程第5 報告第1号 農地法第4条の規定による届出（受付番号第1－66号）

報告第2号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－67号）

報告第3号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－68号）

報告第4号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－69号）

報告第5号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－3号）

報告第6号 農地法第5条の規定による届出（受付番号第1－4号）

報告第7号 農地改良等届出（受付番号第1－70号）

報告第8号 農地改良等届出（受付番号第1－1号）

3. 出席委員

○農業委員（11名）

1番 朝長 克二 2番 吉川 博美 3番 坂本 敬治

4番 小寫 栄一 5番 高橋 達男 6番 溝上 勝也

7番 池田 稔 8番 濱田 信 9番 渡辺 洋一

10番 水口 直喜 11番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人 2番 溝上 直美 3番 植田 秀之

4. 議事録署名人 11番 辻 文美 1番 朝長 克二

議事録

○議長 皆さんこんにちは。それでは総会に入ります。ただ今の出席委員は、農業委員11名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和6年4月の農業委員会総会を開催いたします。日程第1、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人は、会議規則第14条の規定に基づき、11番辻委員、1番朝長委員を指名いたします。日程第2、議案第1号を議題とします。議案第1号については、岳田委員が議事参与の制限に該当していますので、一時退室を願います。

それでは事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第1号について説明いたします。1ページをご覧ください。受付番号第1-2号、農地法第3条の規定による許可申請、贈与による所有権の移転です。譲受人は子々川郷〇〇の〇〇さん、譲渡人は子々川郷〇〇の〇〇さん、農地は子々川郷〇〇、地目は畑、地積は20㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。贈与による所有権の移転で設定期間は永久です。申請理由は、譲受人は自宅前の農地として効果的に利用するため、譲渡人は長年、譲受人が所有する隣接地と一体化して利用していたため、所有権を譲渡するものです。農作業常時従事者は2名、年間従事日数は合計500日、譲受人経営面積は7,767㎡です。2ページ以降は許可申請書です。3ページの作付予定作物は野菜、ぶどう、柿です。4ページの農作業に従事しようとする者は推進委員の岳田さんの世帯です。6ページの周辺地域との関係は通常の栽培方法で周辺農地への影響はありません。8ページは位置図、9ページは現況写真です。写真は庭のように見えますが、この後、視察した際には畑としてきれいに整えられていました。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第1号は許可することに決定いたします。岳田委員は入室してください。

次に日程第3、議案第2号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第2号について説明いたします。28ページをご覧ください。受付番号第1-5号、農地法第5条の規定による許可申請、所有権の移転を伴う農地転用です。こちらは先月、総会で審議していただきましたが、一部、農振農用地が含まれていたため取下げし、農振農用地を除外して、再度、許可申請を行うものです。譲受人は浦郷〇〇の〇〇さん、譲渡人は日並郷〇〇の〇〇さんと長崎市西山本町〇〇の〇〇さん、農地は日並郷〇〇外3筆、地目は田、畑、地積合計は3,917㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。譲受人は申請地を駐車場および緑地として転用すべく申請するものです。権利の種類は所有権の移転、権利の期間は永久です。11ページは許可申請書、16、17ページは位置図、25ページは土地利用計画図です。右下の点線の部分が農振農用地でしたので、この部分を除外し、再度、許可申請を行うものです。その他に変更はありません。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

○10番 今回、除外した農振農用地は今後どうなるのか。

○事務局 農振農用地の除外届を行った後、転用許可申請を検討されています。

○議長 ほかにないようでしたら、議案第2号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第2号は許可相当とすることに決定いたします。次に日程第4、議案第3号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第3号について説明いたします。追加資料の1ページをご覧ください。受付番号第1-6号、農地法第5条の規定による許可申請、所有権の移転を伴う農地転用です。こちらは先月の総会で添付書類の不備等により取り下げておりましたが、添付書類の差し替え、修正などを行い、再度、

許可申請を行うものです。使用借人は左底郷〇〇の〇〇さん、使用貸人は佐世保市竹辺町〇〇の〇〇さん、農地は西時津郷〇〇、地目は田、地積268㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。使用借人は申請地を分家住宅に転用すべく申請するものです。権利の種類は使用貸借権の設定、権利の期間は永年です。2ページは許可申請書です。西時津郷〇〇、地目が原野の土地とあわせて住宅を建設する予定です。7ページは現況写真、8ページは被害防除計画書です。最大1.1mの切土を行い、土留め工事を行うこととしています。9～11ページは住宅の配置図、平面図、立面図です。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら、議案第3号に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数と認めます。よって、議案第3号は許可相当とすることに決定いたします。日程第5、報告事項8件について、事務局は説明をお願いします。

○事務局 報告事項について説明いたします。まず、報告第1号ですが、29ページをご覧ください。受付番号第1-66号、農地法第4条の規定による届出、市街化区域内農地の転用です。申請人は元村郷〇〇の〇〇さん、農地は元村郷〇〇外1筆、地目は畑、地積合計は104㎡、市街化区域内の第3種農地です。申請人は貸駐車場として利用すべく届出を行うものです。30ページは届出書です。区画整理区域内で仮換地は〇街区〇、仮換地の面積は78㎡です。32ページは位置図です。仮換地の場所はゆり保育園の横の土地です。33ページは現況写真、34ページは利用計画図、35ページは仮換地指定通知です。

次に報告第2号ですが、37ページをご覧ください。受付番号第1-67号、農地法第5条の規定による届出、所有権移転を伴う市街化区域内農地の転用です。使用借人は元村郷〇〇の〇〇さん、使用貸人は元村郷〇〇の〇〇さん、農地は元村郷〇〇、地目は畑、地積は413㎡、市街化区域

内の第3種農地です。使用借人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は使用貸借権の設定、権利の期間は永年です。38ページは届出書です。区画整理区域内で仮換地は〇街区〇、仮換地の面積は305㎡です。40ページは位置図です。仮換地は先ほどの報告第1号の奥側の土地です。41ページは現況写真、42ページ以降、住宅の配置図、平面図、立面図、45ページは仮換地指定通知、46ページは仮換地明細図です。

次に報告第3号ですが、47ページをご覧ください。受付番号第1-68号、農地法第5条の規定による届出、所有権移転を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は西時津郷〇〇の〇〇さん、譲渡人は浜田郷〇〇の〇〇さん、農地は浜田郷〇〇、地目は畑、地積は184㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転で権利の期間は永久です。48ページは届出書です。区画整理区域内で仮換地は〇街区〇、仮換地の面積は137㎡です。50、51ページは位置図です。仮換地は〇〇の先、〇〇付近です。52ページは現況写真、53ページから建物の配置図、平面図、56ページは仮換地指定通知です。

次に報告第4号ですが、58ページをご覧ください。受付番号第1-69号、農地法第5条の規定による届出、所有権移転を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は諫早市久山町〇〇の〇〇さんと〇〇さん、譲渡人は浜田郷〇〇の〇〇さん、農地は浜田郷〇〇、地目は畑、地積は44㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転で権利の期間は永久です。59ページは届出書です。住宅は木造2階建て、建築面積は71.09㎡です。60ページは位置図、仮換地は西時津小島田線沿いの、〇〇の南側付近です。61ページは現況写真、62ページから建物の配置図、平面図、

立面図、65ページは仮換地指定通知です。区画整理区域内で仮換地は〇街区〇、仮換地の面積は34㎡です。農地以外にも仮換地がありますので合わせて住宅用地として利用するものです。

次に報告第5号ですが、67ページをご覧ください。受付番号第1-3号、農地法第5条の規定による届出、所有権移転を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は浜田郷〇〇の〇〇さん、譲渡人は愛知県大府市柘山町〇〇の〇〇さん、農地は浜田郷〇〇外1筆、地目は田、地積合計は602㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転で権利の期間は永久です。68ページは届出書です。転用によって生ずる付近の農地、作物等の被害防除施設の概要としましては、給水は時津町上水、下水は時津町下水道を利用し、雨水排水は側溝を利用することとしています。69、70ページは位置図です。農地は〇〇周辺です。71、72ページは現況写真、73ページは土地利用計画図、74ページは建物の位置図です。こちらの農地は調整区域との境に位置しており、以前、周辺の転用の際に排水に関するトラブルの報告もあっておりますので譲受人から居住者へ事前に調整区域との境であることを説明していただくこととしております。

次に報告第6号ですが、75ページをご覧ください。受付番号第1-4号、農地法第5条の規定による届出、所有権移転を伴う市街化区域内農地の転用です。譲受人は長与町北陽台〇〇の〇〇さんと〇〇さん、譲渡人は浦郷〇〇の〇〇さん、農地は浜田郷〇〇、地目は畑、地積は374㎡、市街化区域内の第3種農地です。譲受人は住宅用地として利用すべく届出を行うものです。権利の種類は所有権の移転で権利の期間は永久です。76ページは届出書です。区画整理区域内で仮換地は〇街区〇です。〇街区〇の土地とあわせて住宅建設を行うものです。住宅は軽量鉄骨造りの平屋で建築面積は87.01㎡です。転用により生ずる付近の農地・作物等の被

害防除施設の概要としては、排水は公共下水道へ接続、日照については周囲は宅地化されており、近隣農地への悪影響はないとのこと。79ページは位置図、仮換地は西時津左底線沿いの〇〇の南側です。80ページは現況写真、81ページから建物の配置図、平面図、立面図、84ページは仮換地指定通知です。

次に報告第7号ですが、86ページをご覧ください。受付番号第1-70号、農地改良等届出です。届出人は浜田郷〇〇の〇〇さん、届出農地は浜田郷〇〇外3筆、地目は田、地積合計は602㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。田畑転換、畑地嵩上を行うもので、工事概要としては、基礎・表土部分に時津町浜田郷地区内で採取した山土1,200㎡を埋め立て、2mの嵩上を行います。87ページは届出書です。農地改良等を必要とする理由は、高低差のある4筆を町道の高さに嵩上し耕作の効率化を行うものです。88ページは位置図、農地は西時津小島田線沿いで〇〇周辺です。89ページは現況写真、90ページは工事計画図です。92ページは工事完了後の作付計画書です。トマト、さつまいも、ジャガイモの作付けを行う予定です。世帯員3名で年間従事日数は合計で410日、耕作面積は合計で5,964㎡です。なお、こちらの農地は西時津小島田線打越工区事業の道路拡幅に伴う移転等により、代替地として町が払下げを行っており、農地改良後には200㎡未満の農業用倉庫を設置される予定とのことです。

次に報告第8号ですが、93ページをご覧ください。受付番号第1-1号、農地改良等届出です。こちらは先ほどの報告第7号の隣の農地です。届出人は浜田郷〇〇の〇〇さんと〇〇の連名で、届出農地は浜田郷〇〇外2筆、地目は田、地積合計499㎡、市街化調整区域内の第2種農地です。田畑転換、畑地嵩上を行うものです。工事概要は、基礎・表土部分に時津町浜田郷地区内で採取した山土を1,012㎡を埋め立て、2mの嵩

上を行います。94ページは届出書です。「農地改良等を必要とする理由」は、高低差のある3筆を町道の高さに嵩上し耕作を効率化するものです。95ページは位置図、申請地は報告第7号の隣（北東側）の農地です。96ページは現況写真、97ページは工事計画図、99ページは工事完了後の作付計画書です。トマト、さつまいも、ジャガイモを作付け予定です。世帯員3名、年間従事日数の合計は290日、耕作面積は合計で14,190.45㎡です。なお、この町有地につきましては、西時津小島田線打越工区事業の道路拡幅に伴う移転により令和5年9月に町が取得しており、道路拡幅により〇〇さんの農地面積が減少したため、代替地として払下げを行う予定となっており、今後、所有権の移転が行われる予定です。以上です。

○議長 本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。ないようでしたら報告を終わります。以上をもちまして、4月の農業委員会総会を閉会します。次回は5月27日（月）午前10時から第二庁舎3階会議室で開催します。